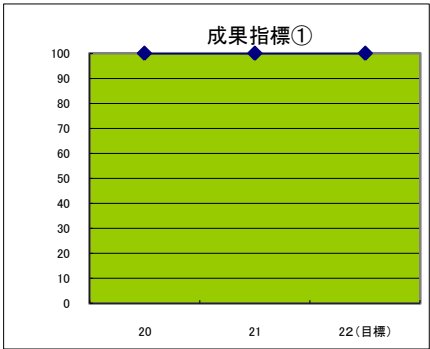
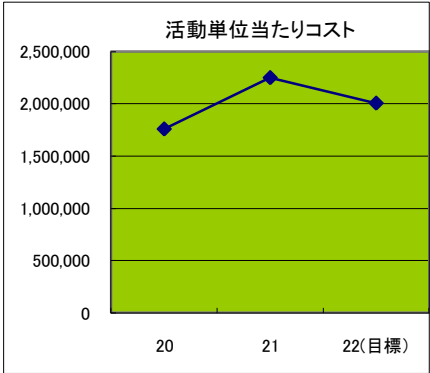


事務事業名		監査委員事務事業		予算科目	会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともにつくるまち		款	2	総務費	
	施策(節)	3	行財政運営		項	6	監査委員費	
	施策の方向				目	1	監査委員費	
関連する計画等					事業	1	監査委員	
作成部署				監査委員事務局				
対象(誰を・何を)				連絡先		072 - 958 - 1111		内線 4190
市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理								
意図(どういう状態にしたいのか)								
地方自治法の規定により、監査等を実施することにより、民主的かつ効率的な行政執行を確保する。								
事業の内容				監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等に対する監査、公金の支払い又は支払い事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率等の審査、会計管理者及び企業管理者から指定金融機関等に対する検査結果の報告徴取等の業務を行うとともに、監査結果等を議会及び市長その他関係のある行政委員会に報告し、かつ、これを公表する。(識見代表監査委員1名、議会選出監査委員1名)				
根拠法令等				地方自治法、監査委員条例、監査委員事務局設置条例及び規程等				
事業開始時期				☒ 昭和 22 年開始 ☐ 明確にはわからない		終了年度 平成 年度		
				☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている				
事業開始時からの状況変化				平成3年の法改正により、従前の財務監査以外に行政監査の権限を追加。平成19年6月施行の財政健全化法に基づき健全化判断比率・資金不足比率等の監査委員審査を義務付けるなど、監査制度の拡充により、事務量が増加してきている。				
市民や議会の要望								
実施手法				☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()				
委託先				☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容		
				☒ 民間委託 ☐ その他		工事監査に伴う工事技術調査業務		

区 分		20年度	21年度	22年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】		(千円)	1,974	2,012	2,088
人件費【2】		(千円)	19,125	24,975	21,975
職員数	正規職員		2.55 人	3.05 人	2.65 人
	再任用職員		0.00 人	1.00 人	1.00 人
	嘱託職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考)	(時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費（【1】＋【2】）【A】		(千円)	21,099	26,987	24,063
財源内訳	国費	(千円)			
	府費	(千円)			
	市債	(千円)			
	その他（手数料・使用料等）	(千円)			
	一般財源	(千円)	21,099	26,987	24,063
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	20年度	21年度	22年度(目標)
① 例月出納検査・預金照合		回	12	12	12
② 定期監査・決算審査等		件	2	3	3
③ 住民監査請求		件	1	2	0
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)			1,758,250 円	2,248,917 円	2,005,250 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)			176 円	227 円	202 円



成果指標	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	①	指摘事項に対する改善措置率 (式) 措置件数÷指摘件数×100	%	定期監査(毎年実施)における指摘事項に対して、措置がなされ事務改善が進む。(改善度)	目標	100	達成率(%)
					実績	100	100.0%
	②	(式)			目標		達成率(%)

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	地方自治法に設置が定められている。 地方公共団体の適法性、妥当性を確保・保証するために必要。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	地方公共団体の行財政運営の健全化に対する市民等の意識の高まりに伴う社会情勢の変化を反映し、法改正等により、監査委員権限の拡充を図り、チェック機関としての監査委員の役割がますます重要視されている。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	時間的制約に加え、専門化、広範化しつつある監査業務を、少人数体制ながらも効率的に事務処理を行っている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	市民の信頼を得るためには、行財政運営の透明性を高めて、様々なリスクに対して、自立的に対応できる体制を整える必要があるが、そのためにも監査機能は重要である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	定期監査における指摘項目件数(詳細項目)および措置改善件数 20年度：指摘項目38件、措置件数38件 21年度：指摘項目70件、措置件数70件
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	監査委員は、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政を確保するために、地方自治法に基づき、全ての普通地方公共団体に設置されている執行機関である。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行 革 本 部 評 価	・定期監査や決算審査等の定期的実施する監査に加えて、行政監査、財政援助団体監査、工事監査等の必要に応じて実施する監査を行うなど、監査の内容を拡充していく。 ・監査結果の公表	
	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	